

業務の運営に関する規程

事業所名(有)いがしらカンパニー

第1 求 人

- 1 当社は、取扱い職種に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、インターネットの登録フォームから、お申込みください。求人申し込み受理後、速やかに確認の電子メールをお送りします。  
また、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファックス、又は電子メールの使用により明示してください。

第2 求 職

- 1 当社は、取扱い職種に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、雇用条件が不相当である場合には受理いたしません。
- 2 求職申込みは、インターネットの登録フォームからお申し込みください。
- 3 求職受付の際に、受付手数料はいただきません。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努力いたします。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を紹介できるよう努力いたします。
- 3 紹介に関しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ電子メールの使用により明示します。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、電子メールにより紹介状を発行しますのでその紹介状を確認してください。
- 5 いったん、当社が受け付けた求人、求職の申込みについては、紹介できるよう努力いたします。
- 6 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業場閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人の申し込みをされた方から別表の料金表に基づき、紹介

手数料を申し受けます。成立後一定期間以内の解約につきましては別に定める解約の覚書によります。

#### 第4 その他

- 1 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係成立後、求人者、求職者はそれぞれ当社に対して、電子メールでその報告をしてください。  
また、雇用関係が成立しなかった場合、または雇用関係が終了した場合にも同様の報告をしてください。
- 3 当社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 当社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 当社の取扱職種の範囲は、  
＜専門的職業＞科学研究者 法務の職業 経営専門の職業  
教育の職業 文芸家、記者、編集者 美術家、デザイナー、写真家 音楽家、舞台芸術家 その他の専門的職業  
＜事務的職業＞営業・販売関連事業の職業  
＜販売の職業＞商品販売の職業 販売類似の職業  
＜サービスの職業＞飲食物調理の職業 接客、給仕の職業 その他のサービスの職業  
＜農林業の職業＞農業の職業  
＜運輸・通信の職業＞自動車運転の職業  
＜製造・制作の職業＞衣類・繊維製品製造の職業 です。
- 6 有料職業紹介の許可証・業務運営に関する規定（本規定）、手数料はインターネット（ホームページ）上に掲載いたします。
- 7 苦情に関しては、メール及び電話にて対応いたします。
- 8 当社の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。すべて当社の業務は、職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されておりますので、ご不明の点は担当者におたずねください。

以上

事業所名(有)いがしらカンパニー  
代表者 井頭由美子